



国民健康保険税、介護保険料の通知書を発送

共通事項

6月中旬に、今年度の国民健康保険税納税通知書、介護保険料決定通知書を発送します。特別徴収ではなく口座振替をしていない人には納付書を同封しますので、コンビニエンスストアなどで忘れずに納付してください。インターネットバンキングやクレジットカードで納付できるスマートフォンのアプリ「モバイルレジ」もご利用ください。

健全財政のために 国民健康保険税を改定

国民健康保険は、加入者が国民健康保険税を負担することにより、加入者の医療費をまかなう相互扶助の制度で、都道府県と市町村が運営しています。近年は被保険者数の減少などにより税収が下がる一方で医療費は増加し、国保事業の会計は赤字となっており、一般会計からの繰り入れで赤字を補っています。

現在、神奈川県国民健康保険運営方針では、県と市町村が一体となって、安定的な財政運営や事務処理基準の適正化・効率化を進めることとされており、将来、県内すべての市町村国保の赤字解消を図り、保険税(料)が統一される予定です。こうした状況の中、国民健康保険を持続可能な制度とするため、市は令和6年度の国民健康保険税率・税額などを改定します(表1~3参照)。国保の円滑な運営に、ご理解とご協力をお願いします。

【表1】令和6年度の国民健康保険税率・税額

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	7.80%	2.95%	2.70%
均等割額	24,600円	10,200円	12,600円
平等割額	25,200円	10,200円	9,000円

【表3】軽減判定基準における算出方法

	世帯全体の所得*1
軽減率7割	43万円+10万円×(給与所得者等*2の数-1)
軽減率5割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+29万5千円×被保険者数
軽減率2割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+54万5千円×被保険者数

*1 世帯主と国保加入者、特定同一世帯所属者(国民健康保険から移行した後期高齢者)の所得。

*2 一定額(55万円)を超える給与収入を有する人、または一定額(65歳未満は60万円、65歳以上は110万円)を超える公的年金等の支給を受けている人。

【表2】令和6年度の1世帯における国保税の上限額(課税限度額)

	課税限度額
医療給付費分	65万円
後期高齢者支援金分	24万円
介護納付金分	17万円

来庁不要！オンラインで申請できる国民健康保険の手続き

国民健康保険の手続きは、マイナポータルまたはe-kanagawa電子申請で、来庁せずに申請できます。ぜひご利用ください。

【申請可能な手続きの例】

国民健康保険の加入・脱退、市内の住所変更や世帯主などの変更、非自発的の失業者などの国民健康保険税軽減申請。

※各手続きに必要なものや注意事項などは、申請ページの手続概要でご確認ください。



マイナポータル e-kanagawa 電子申請

☎ 市役所保険年金課国保年金係 ☎ (260) 5114 ☎ (260) 5158

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

市は公正で開かれた市政のために、大和市情報公開条例を制定しています。同条例に基づく昨年度の情報公開制度の運用状況は、表1のとおりです。不服申立ては7件でした。

個人情報保護制度

市は、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するため、大和市個人情報保護法の施行等に関する条例を制定しています。同条例および個人情報保護法に基づく昨年度の個人情報保護制度の運用状況は、表2のとおりです。不服申立ては4件でした。

※市役所1階の情報公開コーナーでは、市の情報公開・個人情報保護制度に基づく請求を受け付けています。また、行政資料の閲覧や貸し出し、有償刊行物の販売なども実施しています。



介護保険料

介護保険料は3年ごとに見直します。今年度から令和8年度までの、65歳以上の人の介護保険料は表4のとおりです。

【表4】65歳以上の人の介護保険料

段階	対象	年額(円)	
第1	生活保護受給者または老齢年金受給者で本人および世帯全員が市民税非課税	22,179	
第2	本人および世帯全員が市民税非課税	80万円以下	22,179
第3		80万円超120万円以下	37,742
第4		120万円超	53,306
第5		本人は市民税非課税で世帯員の誰かが市民税課税	80万円以下
第6	80万円超		77,820
第7	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が	125万円未満	85,602
第8		125万円以上210万円未満	93,384
第9		210万円以上320万円未満	116,730
第10		320万円以上420万円未満	132,294
第11		420万円以上520万円未満	147,858
第12		520万円以上620万円未満	163,422
第13		620万円以上720万円未満	178,986
第14		720万円以上800万円未満	186,768
第15		800万円以上1,000万円未満	210,114
第16		1,000万円以上1,500万円未満	241,242
第17		1,500万円以上2,000万円未満	280,152
第18		2,000万円以上2,500万円未満	299,607
第19		2,500万円以上3,500万円未満	334,626
第20		3,500万円以上	404,664

※公的年金等収入金額は、老齢・退職年金など市・県民税の課税対象の年金収入の額で、障害年金や遺族年金は含まれません。※合計所得金額は、年金所得、給与所得、不動産所得、配当所得など本人の令和5年中の各所得の合計で、社会保険料控除、医療費控除および株式の譲渡損失などを控除する前の金額です。なお、長期または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いたものです。

※納付がない場合、未納の期間や額に応じてサービスの給付制限を受ける場合があります。

☎ 市役所介護保険課保険管理係 ☎ (260) 5169 ☎ (260) 5158

市の出資法人など

市の出資法人など5団体(大和市土地開発公社、(福)大和市社会福祉協議会、(公財)大和市スポーツ・よか・みどり財団、(公財)大和市国際化協会、(公社)大和市シルバー人材センター)においても、情報公開や個人情報保護に関する規程を整備し、その推進に努めています。昨年度はいずれの団体にも情報公開や個人情報の開示、訂正、利用停止の申し出はありませんでした。

【表1】昨年度の情報公開制度の運用状況

情報公開請求件数	全部公開	一部公開	非公開
264件	70件	110件	77件 (うち不存在73件)

【表2】昨年度の個人情報保護制度の運用状況

開示請求件数	全部開示	一部開示	不開示
58件	40件	8件	7件 (うち不存在7件)

※表1・2ともに決定の実績は、今年4月9日現在。

☎ 市役所総務課情報公開係 ☎ (260) 5334 ☎ (264) 6074